



# 秋田県公報

目次	ページ
告示	
ふ化業者の登録(一〇三〇・北部家畜保健衛生所).....	1
大規模小売店舗の名称、設置者等の変更に關する届出(一〇三二～一〇三三・商工業振興課).....	1
シルバー人材センターの名称等の変更(一〇三四・雇用対策室).....	3
開発行為に關する工事の完了(一〇三五・平鹿地域振興局建設部).....	3
公告	
県営土地改良事業の換地処分(鹿角地域振興局農林部).....	3
県営土地改良事業の換地処分(秋田地域振興局農林部).....	4
共同施行等土地改良事業の施行の認可(平鹿地域振興局農林部).....	4
土地改良事業工事の完了の届出(平鹿地域振興局農林部).....	4
平成十七年度砂利採取業務主任者試験の合格者(河川砂防課).....	4
特定調達契約に係る落札者の決定(管財課).....	4
公安委員会告示	
検定合格者審査の実施(一五一・生活安全企画課).....	4
公安委員会公告	
警備員教育を行う者等の指定(生活安全企画課).....	5

## 告示

秋田県告示第千三十号

養鶏振興法(昭和三十五年法律第四十九号)第七条第一項の規定により、次のとおりふ化業者の登録をしたので、同条第四項の規定に基づき、公示する。

平成十七年十二月九日

秋田県知事 寺田典城

### 登録ふ化業者

登録番号	名称、住所並びに代表者の氏名及び業務を執行する役員の氏名	ふ化場の名称及び所在地
平十七 第一号	有限会社 黎明舎種鶏場 大館市御成町四丁目八番十三号 代表取締役 佐藤 義 晃	有限会社 黎明舎種鶏場 大館市御成町四丁目八番十三号

- 二 登録年月日 平成十七年十二月九日
- 三 登録の有効期限 平成二十年十二月八日

秋田県告示第千三十一号

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六条第一項の規定により、大規模小売店舗の変更に關する届出があつたので、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定に基づき、次のとおり公告し、関係書類を縦覧に供する。

なお、当該大規模小売店舗の周辺地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する場合は、同法第八条第二項の規定により、縦覧期間満了の日までに県に対し意見書を提出し、これを述べることができる。

平成十七年十二月九日

秋田県知事 寺田典城

### 届出事項の概要

- (一) 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所  
イオン株式会社 代表執行役 岡田 元 也  
千葉県千葉市美浜区中瀬一丁目五番地一
- (二) 大規模小売店舗の名称及び所在地  
ジャスコ五城目ショッピングセンター  
南秋田郡五城目町大字上樋口字熊堂下四十八番一外  
変更した事項
- (三) 大規模小売店舗において小売業を営む者  
ア 変更前 イオン株式会社  
千葉県千葉市美浜区中瀬一丁目五番地一  
代表執行役 岡田 元 也  
イ 変更後 イオンスーパーセンター株式会社  
千葉県千葉市美浜区中瀬一丁目五番地一  
代表取締役 岡崎 双一

- (四) 変更の年月日  
平成十七年十一月二十一日
- (五) 変更する理由  
会社分割による営業者の変更のため

二 届出年月日  
平成十七年十一月二十四日

三 関係書類の縦覧場所及び期間

- (一) 縦覧場所  
県庁第二庁舎一階 県政情報資料室  
五城目町役場 商工観光課
- (二) 縦覧期間  
平成十七年十二月九日から平成十八年四月九日まで

四 意見書の提出先

秋田市山王四丁目一番一号 秋田県産業経済労働部商工業振興課

五 意見書に添付する書面に記載すべき事項

- (一) 意見を述べる者の氏名及び住所
- (二) 意見の対象となる大規模小売店舗の名称
- (三) 意見を述べる理由

秋田県告示第千三十二号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定により、大規模小売店舗の変更に関する届出があつたので、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定に基づき、次のとおり公告し、関係書類を縦覧に供する。

なお、当該大規模小売店舗の周辺地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する場合は、同法第八条第二項の規定により、縦覧期間満了の日までに県に対し意見書を提出し、これを述べる事ができる。

平成十七年十二月九日

秋田県知事 寺田典城

一 届出事項の概要

- (一) 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所  
イオン株式会社 代表執行役 岡田元也  
千葉県千葉市美浜区中瀬一丁目五番地一
- (二) 大規模小売店舗の名称及び所在地  
新横手ショッピングセンター  
横手市婦気大堤字中田三十五番地外

(三) 変更した事項

大規模小売店舗において小売業を営む者  
ア 変更前 イオン株式会社

千葉県千葉市美浜区中瀬一丁目五番地一  
代表執行役 岡田元也  
イ 変更後 イオンスーパーセンター株式会社  
千葉県千葉市美浜区中瀬一丁目五番地一  
代表取締役 岡崎双一

(四) 変更の年月日  
平成十七年十一月二十一日

(五) 変更する理由  
会社分割による営業者の変更のため

二 届出年月日  
平成十七年十一月二十四日

三 関係書類の縦覧場所及び期間

- (一) 縦覧場所  
県庁第二庁舎一階 県政情報資料室  
横手市役所 産業経済部 商工労働課
- (二) 縦覧期間  
平成十七年十二月九日から平成十八年四月九日まで

四 意見書の提出先

秋田市山王四丁目一番一号 秋田県産業経済労働部商工業振興課

五 意見書に添付する書面に記載すべき事項

- (一) 意見を述べる者の氏名及び住所
- (二) 意見の対象となる大規模小売店舗の名称
- (三) 意見を述べる理由

秋田県告示第千三十三号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定により、大規模小売店舗の変更に関する届出があつたので、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定に基づき、次のとおり公告し、関係書類を縦覧に供する。

なお、当該大規模小売店舗の周辺地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する場合は、同法第八条第二項の規定により、縦覧期間満了の日までに県に対し意見書を提出し、これを述べる事ができる。

平成十七年十二月九日

秋田県知事 寺田典城

- 一 届出事項の概要
  - (一) 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所  
イオン株式会社 代表執行役 岡 田 元 也  
千葉県千葉市美浜区中瀬一丁目五番地一
  - (二) 大規模小売店舗の名称及び所在地  
イオン本荘ショッピングセンター  
由利本荘市石脇字田尻一外
- (三) 変更した事項
  - (1) 大規模小売店舗の所在地
    - ア 変更前 本荘市石脇字田尻一外
    - イ 変更後 由利本荘市石脇字田尻一外
  - (2) 大規模小売店舗において小売業を行う者
    - ア 変更前 イオン株式会社  
千葉県千葉市美浜区中瀬一丁目五番地一  
代表執行役 岡 田 元 也
    - イ 変更後 イオンスーパーセンター株式会社  
千葉県千葉市美浜区中瀬一丁目五番地一  
代表取締役 岡 崎 双 一
- (四) 変更の年月日
  - (1) 大規模小売店舗の所在地  
平成十七年三月二十二日
  - (2) 大規模小売店舗において小売業を行う者  
平成十七年十一月二十一日
- (五) 変更する理由
  - (1) 大規模小売店舗の所在地  
市町村合併による住居表示の変更のため
  - (2) 大規模小売店舗において小売業を行う者  
会社分割による営業者の変更のため
- 二 届出年月日  
平成十七年十一月二十四日
- 三 関係書類の縦覧場所及び期間  
縦覧場所  
県庁第二庁舎一階 県政情報資料室  
由利本荘市役所 商工観光部 商工振興課  
縦覧期間
- (二)

- 平成十七年十二月九日から平成十八年四月九日まで
- 四 意見書の提出先  
秋田市山王四丁目一番一号 秋田県産業経済労働部商工業振興課
- 五 意見書に添付する書面に記載すべき事項  
意見を述べる者の氏名及び住所  
意見の対象となる大規模小売店舗の名称  
意見を述べる理由
- (三)(二)(一)

秋田県告示第千三十四号  
 高年齢者等の雇用の安定等に関する法律（昭和四十六年法律第六十八号）第四十一条第四項の規定により、社団法人北仙北地域シルバー人材センターから次のとおり名称及び事務所の所在地を変更する旨の届出があつたので、同条第五項の規定に基づき公示する。

- 平成十七年十二月九日  
秋田県知事 寺 田 典 城
- 一 変更後の名称 社団法人仙北市シルバー人材センター  
変更後の事務所の所在地 秋田県仙北市角館町北野六十二番地の二
- 二 変更の年月日 平成十七年十一月二十八日

秋田県告示第千三十五号  
 都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条第一項の規定により平成十七年六月三十日付け指令平建 五百三十六 一で許可した開発行為に関する工事が完了したので、同法第三十六条第三項の規定に基づき、次のとおり公告する。  
 平成十七年十二月九日

- 秋田県知事 寺 田 典 城
- 一 開発許可を受けた者の住所及び氏名  
仙北郡美郷町野荒町字街道の上二百七十九番地  
株式会社ヤマダフーズ 代表取締役 山 田 清 繁
- 二 開発区域に含まれる地域の名称  
横手市平鹿町浅舞字中東百二十、百二十一、百二十二、百四十八、百五十、百七十九番一、百八十番一、百八十一番一、百八十二番一、百八十二番二

公 告

平成十七年十一月三十日県営土地改良事業（花輪地区担い手育成基盤整備事業）の

換地処分をしたので、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十九条の第二十項において準用する同法第五十四条第四項の規定に基づき、公告する。  
 平成十七年十二月九日

秋田県知事 寺田典城

平成十七年十一月十八日県営土地改良事業（高野地区ほ場整備事業）の換地処分をしたので、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十九条の第二十項において準用する同法第五十四条第四項の規定に基づき、公告する。  
 平成十七年十二月九日

秋田県知事 寺田典城

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十五条第三項において準用する同法第十条第一項の規定により、横手市明永町八番十二号石井政巳ほか二人から申請があった土地改良事業（明永地区ほ場整備事業）の施行について、平成十七年十一月三十日認可したので、同法第九十五条第四項の規定に基づき、公告する。  
 平成十七年十二月九日

秋田県知事 寺田典城

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第一百三十一条の規定により、横手市から土地改良事業（戸波地区基盤整備促進事業（農道整備））に係る工事が平成十七年九月二十九日完了した旨の届出があったので、同条第二項の規定に基づき、公告する。  
 平成十七年十二月九日

秋田県知事 寺田典城

平成十七年十一月十一日に実施した平成十七年度砂利採取業務主任者試験に次の者が合格したので、公示する。  
 平成十七年十二月九日

受験番号	氏名	秋田県知事	寺田典城
一	梅木 恵一	三	大淵 貴之
四	青木 貞雄	五	菅生 多嘉志
七	三浦 政樹	九	佐々木 豊一

特定調達契約について次のとおり落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又

は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第三百七十二号）第十一条の規定に基づき、公示する。  
 平成十七年十二月九日

秋田県知事 寺田典城

- 一 落札に係る物品の名称及び数量  
分子線エビタキシー装置 一式
- 二 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地  
出納局管財課 秋田市山王四丁目一番一号
- 三 落札者を決定した日  
平成十七年十一月二十一日
- 四 落札者の名称及び住所  
株式会社エイコー 東京都新宿区西新宿七丁目二十二 四十一
- 五 落札金額  
五千九百八十五万円
- 六 契約の相手方を決定した手続  
一般競争入札
- 七 一般競争入札の公告を行った日  
平成十七年十月七日

公安委員会告示

秋田県公安委員会告示第151号  
 警備業法の一部を改正する法律（平成16年法律第50号）附則第5条に規定する審査（以下「検定合格者審査」という。）を実施するので、警備員等の検定等に関する規則（平成17年国家公安委員会規則第20号）附則第9条に基づき、公示する。  
 平成17年12月9日

秋田県公安委員会委員長 伊藤辰郎

- 1 検定合格者審査の種別及び実施日時
  - (1) 貴重品運搬警備業務に係る1級の検定合格者審査  
平成18年1月17日（火）午後1時から午後4時まで
  - (2) 貴重品運搬警備業務に係る2級の検定合格者審査  
平成18年1月19日（木）午前9時から正午まで  
午後9時から午後5時まで
  - (3) 空港保安警備業務に係る2級の検定合格者審査  
平成18年1月23日（月）午後1時から午後4時まで



(4) 空港保安警備業務に係る1級の検定合格者審査  
平成18年1月25日(水) 午後1時から午後4時まで

2 実施場所

秋田市寺内字神屋敷35番地1 秋田県青少年交流センター 3階中研修室

3 定員

各検定合格者審査ともに30人とする。

4 申請手続き

(1) 受付期間

日曜日、土曜日及び休日(国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)第3条に規定する休日を含む。)を除き、平成17年12月12日(月)から同月28日(水)までの午前8時30分から午後5時15分まで。ただし、定員になり次第受付を締め切る。

(2) 申請場所

申請者の住所地又は所属する営業所の所在地を管轄する警察署

(3) 提出書類等

ア 検定審査申請書

イ 検定審査申請書を提出する前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦3センチメートル、横2.4センチメートルの写真で、その裏面に氏名及び撮影年月日を記載したものの1枚

ウ 検定規則附則第3条の規定による廃止前の警備員等の検定に関する規則第8条の合格証(以下「旧検定合格証」という。)の写し。ただし、秋田県公安委員会以外の公安委員会から旧検定合格証の交付を受けている場合において、住所地を管轄する警察署に申請するときは、住所地を疎明する資料(住民票の写し、運転免許証の写し等)、営業所を管轄する警察署に申請するときは、当該営業所に属することを疎明する書面(営業所所属証明書等)を添付すること。

(4) その他

検定審査申請書の提出は、申請者本人又は営業所従業員等によることとする。

5 手数料

4,700円

検定審査申請書を提出する際、秋田県証紙により納付すること。ただし、検定審査申請書を受理した後に申請を取り消した場合又は検定合格者審査を受けなかった場合には、手数料は返還しない。

6 その他

(1) 検定合格者審査に際しては、筆記用具及び運動靴(内履き)を持参すること。  
(2) 検定合格者審査当日は、開始30分前から受け付けを開始するので、申請者は、

秋田県警察本部

旧検定合格証を係員に示して受け付けを終えること。

(3) 貴重品運搬警備業務に係る2級の検定合格者審査は、受付順にいずれかの部を指定するものとする。

(4) 検定合格者審査について不明の点は、秋田県警察本部生活安全全部生活安全企画課(電話018 863 1111 内線3043、3044)に問い合わせること。

警備員教育を行う者等を定める規程(平成8年国家公安委員会告示第21号。以下「告示」という。)第1条第4号の規定により基本教育を行うことができる者及び第3条第5号の規定により業務別教育を行うことができる者を次のとおり指定したので、公告する。  
平成17年12月9日

秋田県公安委員会委員長 伊藤辰郎

1 指定する期間

警備業法の一部を改正する法律(平成16年法律第50号。以下「改正法」という。)の施行の日から1年を経過する日まで

2 基本教育を行うことができる者

(1) 警備員等の検定等に関する規則(平成17年国家公安委員会規則第20号)附則第3条の規定による廃止前の警備員等の検定に関する規則(昭和61年国家公安委員会規則第5号。以下「旧検定規則」という。)第1条第2項に規定する1級の検定(以下「旧1級検定」という。)に合格した者。ただし、改正前の告示(以下「旧告示」という。)第1条第2号に当たる者として改正法の施行の際現に基本教育を行っていた者が継続して基本教育を行う場合に限る。

(2) 旧検定規則第1条第2項に規定する2級の検定(以下「旧2級検定」という。)に合格した警備員であって、旧告示第1条第3号に当たる者として基本教育を行っていた者。ただし、改正法の施行の際現に基本教育を行っていた者が継続して基本教育を行う場合に限る。

3 業務別教育を行うことができる者

(1) 旧1級検定に合格した者。ただし、旧告示第3条第2号に当たる者として改正法の施行の際現に当該検定に係る業務別教育を行っていた者が継続して当該警備業務に係る業務別教育を行う場合に限る。

(2) 旧2級検定に合格した警備員であって、旧告示第3条第3号に当たる者として業務別教育を行っていた者。ただし、改正法の施行の際現に当該検定に係る警備業務に係る業務別教育を行っていた者が継続して当該警備業務に係る業務別教育を行う場合に限る。

正 誤

ページ 段 行 誤 正

平成十七年三月十八日(号外第二号)公布の秋田県教育委員会規則第六号(秋田県立高等学校学則の一部を改正する規則)

(原稿誤り)

九 下 終りから一二  
" 一 陣場岱  
} 陣場岱  
} 陳場岱

平成十七年三月三十一日(号外第八号)掲載の秋田県教育委員会訓令第二号(秋田県教育委員会事務決裁規程の一部を改正する訓令)

(原稿誤り)

五 上 一九 公立小中学校 公立中学校

発行者 秋 田 県

秋田市山王四丁目一番一号

購読料金 一月三千六百七十五円(税込)

印刷者 印刷所

秋田市山王七丁目五番二十九号  
株式会社 松原印刷社  
電話(862)8766 FAX(863)0005  
E-mail:natsubar@natsubaransatsu.co.jp  
秋田市山王七丁目五番二十九号 松原印刷社

